

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第10号

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例

第1条 墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例（平成17年墨田区条例第42号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

墨田区住宅耐震改修促進助成条例

第1条中「木造住宅」を「住宅」に改める。

第2条第5号中「木造住宅」を「住宅」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「非耐震木造住宅等」を「非耐震住宅等」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「非耐震木造住宅等（非耐震木造住宅及び非耐震木造住宅に準ずる木造住宅）」を「非耐震住宅等（非耐震住宅及び非耐震住宅に準ずる住宅）」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号中「木造住宅として」を「住宅として」に、「非耐震木造住宅」を「非耐震住宅」に改め、同号を同条第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 非木造住宅 木造住宅以外の住宅をいう。

第2条第1号中「、かつ、延べ面積の過半が住宅の用に供されている建築物」を「ある住宅」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 住宅 延べ面積の過半が住宅の用に供されている建築物をいう。

第2条に次の1号を加える。

(8) 高齢者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 年齢が満65歳以上の者

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

ウ 東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている者（愛の手帳の交付を受けている者に準ずる者として区長が認める者を含む。）

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

オ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている者

第4条第1項中「若しくは耐震装置設置を行った場合又は同日以前に着工された緊急対応地区内に存する平家建て若しくは2階建ての木造住宅の除却を行った場合に、当該耐震改修工事、耐震装置設置又は除却（以下「耐震改修等」という。）」を「、耐震装置設置若しくは除却（以下「耐震改修等」という。）を行った場合又は昭和56年5月31日以前に着工された区内に存する非木造住宅について耐震改修等を行った場合に、これらの耐震改修等」に改め、同条第2項及び第3項中「木造住宅」を「住宅」に改める。

第5条第2項第1号中「木造住宅」を「住宅」に改める。

第6条第1号中「2分の1」を「3分の2」に改め、同条第3号中「6分の5」を「10分の9」に改め、同号アを次のように改める。

ア 高齢者等が居住する住宅の耐震改修工事を行った場合

第2条 墨田区住宅耐震改修促進助成条例の一部を次のように改正する。

第6条第2号を削り、同条第3号中「第1号本文」を「前号本文」に改め、同号ア中「耐震改修工事」の次に「（耐震改修計画の作成及び完了確認を除く。この号において同じ。）」を加え、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の墨田区住宅耐震改修促進助成条例第6条第1号及び第3号の規定は、この条例の施行の日以後に助成金の交付申請があったものについて適用し、同日前に助成金の交付申請があったものについては、なお従前の例による。

3 第2条の規定の施行の日前に助成金の対象確認の申請があった指定道路の沿道の木造住宅に係る耐震改修工事については、同条の規定による改正前の墨田区住宅耐震改修促進助成条例の規定は、なおその効力を有する。